区民委員会陳情説明資料

令和4年6月27日

件 名

1 受理番号 3 女性トイレの維持及びその安心安全の確保について求める 意見書を国に提出することを求める陳情 ・・・・・・・・2

(地域のちから推進部)

件 名	受理番号3 女性トイレの維持及びその安心安全の確保について求める意見書を国に提出 することを求める陳情				
所管部課名	地域のちから推進部多様性社会推進課、施設営繕部中部地区建設課、産業経済部企業経営支援課、都市建設部道路公園整備室道路公園管理課				
陳情の要旨	1 「事業所のトイレは男性用と女性用を区別して設けること」の原則を維持するよう厚生労働省に働きかけること。2 公的建物内、大規模小売店舗内のトイレ、また公衆便所等、不特定多数が使用するトイレについて、女性用トイレを維持し、トイレにおける女性の安心安全の権利法益を守る諸方策を取るよう国に意見書を提出すること。				
陳情者等	請願文書表のとおり				
内容経過び	1 「事業所のトイレは男性用と女性用を区別して設けることを原則とする」 定めについて 事業所のトイレについては、労働安全衛生規則により次のとおり定められている。				

2 公共施設等のトイレの整備基準について

足立区公共施設等整備基準に次のとおり記載されている。

足立区公共施設等整備基準17条より抜粋

- 第17条 公共建築物等のユニバーサルデザインの整備基準は、次の各号による。
 - (1) 障がい者及び高齢者等が、道路及び駐車場から利用居室及び 公共施設までの経路並びに公共施設内を安全かつ円滑に移動で きるよう配慮すること。
 - (2)トイレを設置する場合は、高齢者障がい者等用便房(バリアフリートイレ)の設置に努めること。
 - (3) ベビーチェア、ベビーベッド、授乳室その他の子育て支援施設の設置に配慮すること。
 - (4) 視覚障がい者を公共建築物等に誘導する誘導ブロックの敷設 及び音声誘導装置の設置に配慮すること。
 - (5) 当該施設の利用者以外の者が利用できる開放型のトイレの設置に努めること。

3 不特定多数の方が利用する区施設等の男女別トイレの設置状況について

公共施設や公衆便所等については、男性用と女性用を区別して設けることについて、特段定めていない。

不特定多数の方が利用する区施設等の男女別トイレの設置状況は別紙1の とおり。

問題点等

不特定多数の方が利用する区施設等男女別トイレ設置状況表

令和4年6月17日現在

(単価:箇所)

	施設区分	施設数	トイレの ある施設	男女別トイレの ある施設	男女別トイレのない施設	
1	住区センター等	5 4	5 3	5 3	0	×
2	地域集会所	3	3	3	0	
3	文化施設	2	2	2	0	
4	生涯学習センター 地域学習センター	1 5	1 5	1 5	0	
5	図書館	1 5	6	6	0	×
6	博物館	2	2	2	0	
7	生物園等	4	4	4	0	
8	スポーツ施設	1 5	1 5	1 5	0	
9	校外施設	2	2	2	0	
10	子育てサロン	1 3	4	3	1	×
11	こども支援センター げんき	2	2	2	0	
12	保健センター	5	5	5	0	
13	高齢者福祉施設	6	6	5	1	
14	障がい者福祉施設	2	2	2	0	
15	産業施設	4	4	4	0	
16	本庁舎	3	3	3	0	
17	福祉事務所	5	5	5	0	
18	区民事務所	1 6	7	7	0	×
19	環境関連施設	1	1	1	0	
20	公園	377	3 1 2	8 8	2 2 4	
21	児童遊園	1 4 7	1 8	2	1 6	
22	危機管理施設	1	1	0	1	
	合計	694	472	229	2 4 3	

[※] トイレのない施設は、併設施設のトイレが利用可能